

春日山原始林保全計画

平成 29 年 3 月

奈 良 県

－ 目 次 －

序. はじめに.....	1
1. 保全計画策定の背景と目的.....	1
2. 保全計画の対象範囲.....	1
3. 検討体制及び経過.....	2
第Ⅰ章. 春日山原始林の沿革.....	7
1. 近世以前.....	7
2. 奈良公園の開設以降.....	10
第Ⅱ章. 春日山原始林の現況と課題.....	17
1. 現況.....	17
1－1. 位置等.....	17
1－2. 関係法令.....	18
1－4. 現地調査結果.....	38
2. 課題.....	52
第Ⅲ章. 春日山原始林の保全.....	61
1. 保全にあたって.....	61
2. 保全の目標値.....	62
3. 保全の基本方針.....	69
3－1. 保全の目標.....	69
3－2. 保全の基本的な考え方.....	70
4. 保全方策.....	71
第Ⅳ章. 運営及び体制.....	81

序. はじめに

1. 保全計画策定の背景と目的

春日山原始林は、都市公園奈良公園の一部であるとともに、原生的な状態を維持する森林として特別天然記念物に指定され、また世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産でもあることから、貴重な資産として守られてきた。

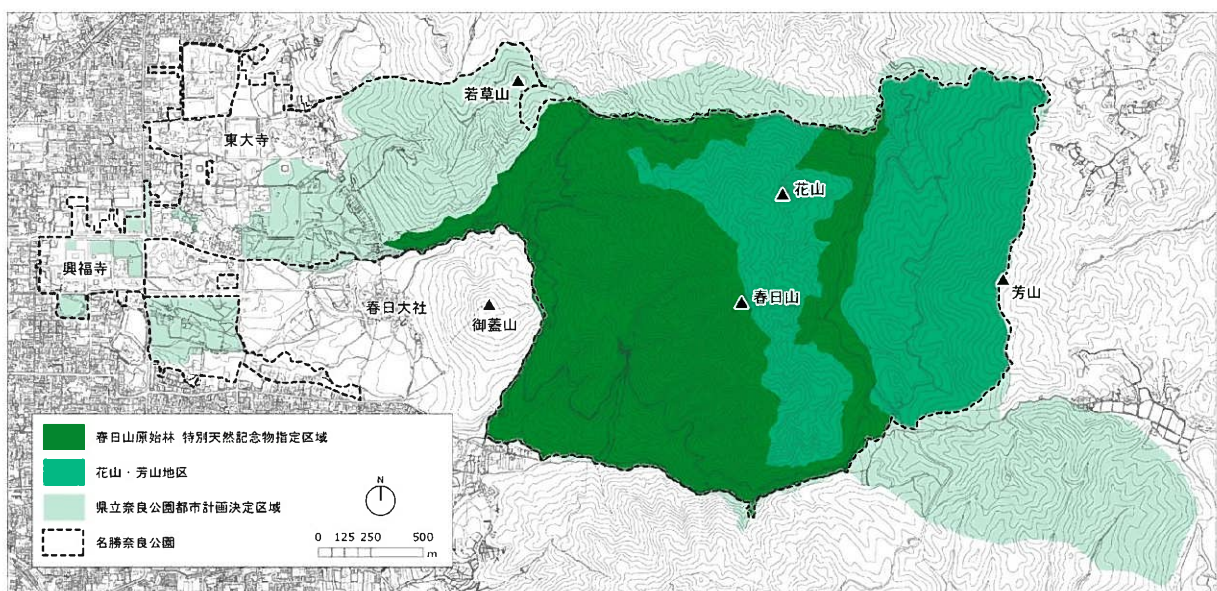
春日山原始林は、①森林が面的に広がっていること、②多様な植生が生育していること、③原生的な照葉樹林が残存していること、④都市に隣接しており特有の歴史文化を有していることなどが、春日山原始林ならではの特質であると評価されている。その一方で、近年、研究者から春日山原始林の荒廃が進んでいるとの指摘を受けているとともに、奈良県が実施した現地調査等の結果からも、シカの過剰な採食圧による照葉樹林の更新不良やナラ枯れ被害の拡大等により、春日山原始林が変容していることが明らかにしている。

このため、春日山原始林保全計画（以下、「保全計画」という。）は、概ね 100 年後に春日山原始林をあるべき姿に戻すことを目標に、保全の基本方針を示すとともに、天然記念物「奈良のシカ」をはじめとした春日山原始林をとりまく歴史文化への留意点をとりまとめたものである。

2. 保全計画の対象範囲

保全計画は、特別天然記念物指定範囲（298ha）をその対象範囲とする。

また、春日山原始林に隣接する花山・芳山地区人工林についても、春日山原始林の保全に重要な箇所であると考え、対象範囲に含むこととした。



出典：奈良県資料より作図

図 1 春日山原始林 特別天然記念物指定範囲

3. 検討体制及び経過

(1) 検討体制

保全計画の検討にあたっては、平成24年(2012)12月28日に「春日山原始林保全計画検討委員会規則」を定め、「春日山原始林保全計画検討委員会」(以下、「委員会」という。)を平成25年(2013)2月8日に設置した。また、春日山原始林に隣接する花山・芳山地区人工林を適切に管理・育成するとともに、その森林資源の利活用を図ることにより、春日山原始林と一体の森林として保全を目的に、「花山・芳山地区保全・利活用部会」(以下、「部会」という。)を平成25年(2013)3月18日に設置した。委員会及び部会の構成は、下表のとおりである。

なお、保全計画に基づく春日山原始林保全事業は、平成24年(2012)2月に策定した「奈良公園基本戦略」(以下、「基本戦略」という。)の取組の一環として、奈良公園全体の価値を積極的に維持し、さらなる魅力向上に努めるとともに、別途開催している奈良公園植栽計画検討委員会、奈良のシカ保護管理検討委員会との連携・調整を図ることとした。

表1 春日山原始林保全計画検討委員会 委員名簿

	所 属	氏 名 等
委員	京都大学	吉田 博宣 名誉教授(委員長)
	大阪市立大学	山倉 拓夫 名誉教授(副委員長)
	春日山原始林市民連絡会	川瀬 浩 代表
	奈良インターカルチャー	佐野 純子 代表
	京都府立大学大学院	田中 和博 教授
	大阪産業大学大学院	前迫 ゆり 教授
	奈良教育大学 奈良女子大学	松井 淳 教授 宮城 俊作 教授 (平成26年度まで)
オブザーバー	文化庁記念物課	本間 暁 主任文化財調査官 (平成27年度まで) 田中 厚志 文化財調査官 (平成28年度から)
	春日大社	- (平成26年度まで関係機関) (平成27年度からオブザーバー)
	春日山原始林を未来へつなぐ会	- (平成27年度からオブザーバー)
関係機関	林野庁	奈良森林管理事務所
	奈良市	都市整備部景観課
		教育総務部文化財課
	奈良県	くらし創造部 景観・環境局景観・自然環境課 農林部森林整備課
		農林部森林技術センター (平成26年度から関係機関)
		県土マネジメント部奈良公園事務所
教育委員会事務局文化財保存課		
事務局	奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室	

表2 花山・芳山地区保全・利活用部会 部会員名簿

	所 属	氏 名 等
部会員	京都府立大学大学院	田中 和博 教授(部会長)
	春日大社	花山院 弘匡 宮司
	金峯山寺	田中 利典 執行長 (平成24年度まで) 五條 良知 執行長 (平成25年度から)
	奈良女子大学	寺岡 伸吾 教授
	奈良女子大学	宮城 俊作 教授 (平成26年度まで)
関係機関	林野庁	奈良森林管理事務所
	奈良県	農林部林業振興課
		農林部森林技術センター
		県土マネジメント部奈良公園管理事務所 教育委員会事務局文化財保存課
事務局	奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室	

「奈良公園の価値」

- 奈良公園は国内外から年間 1,000 万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地であり、市街地に隣接した公園である。
- 奈良公園には世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの資源が存在している。
- 奈良公園の価値とは、奈良公園の自然資源、歴史・文化資源、公園資源、及び各資源が融合した独特の風致景観である。

奈良公園の「維持・管理」に関する課題

- ナンキンハゼの侵入、ナラ枯れ被害の拡大等による春日山原始林の変容
- 「奈良のシカ」による交通事故の増加や農作物の被害
- 奈良公園周辺における樹木の生長による眺望の阻害

「奈良公園基本戦略の基本方針」

奈良県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や魅力の創出に努める。

「基本方針実現に向けた3つの柱」

維持：
①価値を守る

利活用：
②魅力を活かす

取組体制：
③県が主体的に

基本方針の実現に向けた施策・事業【自然資源の保存】

◆ 天然記念物の維持・管理

1. 春日山原始林の再生

春日山原始林の荒廃から守り再生するため、春日山原始林保全計画を策定し、特別天然記念物である春日山原始林の再生に努める。

2. 奈良のシカの適切な保護・育成

奈良公園に生息する天然記念物の「奈良のシカ」を適切に保護・育成する。

◆ 植生の維持・管理

3. 奈良公園の植栽計画の策定

樹木の生長による眺望の阻害等に対応するため、奈良公園植栽計画を策定し、奈良公園周辺の植生を適切に維持・管理する。

■ 春日山原始林保全計画検討委員会

春日山原始林とシカとの共生、シカと人との共生を踏まえた春日山原始林保全計画を策定する。

○ 花山・芳山地区保全・利活用部会

人工林の適正な管理・育成を図るほか、その利活用も行うことにより、人工林の保全、ひいては原始林の保全に資する。

■ 奈良公園植栽計画検討委員会

平成 24 年 (2012)
設置

■ 奈良のシカ保護管理計画検討委員会

平成 25 年 (2013)
設置

図 2 奈良公園基本戦略における位置づけ

(2) 検討経過

平成 23 年度 (2011) は、主に基礎調査を行い、春日山原始林の現状と課題について把握した。

平成 24 年度 (2012) は、検討委員会を 1 回開催し、春日山原始林の課題を整理し、その保全方策を検討した。また、部会を 1 回開催し、保全・利活用の考え方を検討するとともに、その実験として檜皮採取を行った。

平成 25 年度 (2013) は、検討委員会を 2 回開催し、保全方策の考え方を検討するとともに、植生保護柵の設置等、実証実験に着手した。また、部会を 1 回開催し、人工林の保全・利活用手法を検討するとともに、檜皮採取実験を継続した。

平成 26 年度 (2014) は、検討委員会を 2 回開催し、春日山原始林の保全の基本方針を検討するとともに、実証実験の拡充を図った。

平成 27 年度 (2015) は、検討委員会を 4 回開催し、ナラ枯れ対策、外来種ナンキンハゼの駆除、常緑針葉樹ナギの本格的な数量調整及び後継樹の育成方法等、具体の保全方策の内容を検討した。

平成 28 年度 (2016) は、引き続き、ナラ枯れ対策、後継樹育成方法について検討し、春日山原始林保全計画をとりまとめた。

なお、検討委員会及び部会等の開催状況は、表 3 のとおりである。

表 3 春日山原始林保全計画検討委員会、花山・芳山地区保全・利活用部会等 開催状況

	日時・場所	議 事
第1回 検討委員会	平成25年(2013) 2月8日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・現況と課題整理について ・保全手法について
第1回 部会	平成25年(2013) 3月18日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・保全・利活用の考え方について ・檜皮採取実験について
第2回 検討委員会	平成25年(2013) 4月26日 奈良県文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・保全の基本的な考え方と保全方策(案)について ・実証実験計画(案)と緊急を要する保全方策について
第3回 検討委員会	平成25年(2013) 9月4日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度実証実験の進捗状況について ・保全計画 基本計画(素案)について
第2回 部会	平成26年(2014) 2月19日 奈良県文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の保全・利活用について ・檜皮採取実験結果報告について ・その他地域の檜皮採取の可能性について
第4回 検討委員会	平成26年(2014) 4月11日 奈良県文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・平成25年度保全事業の進捗状況について ・部会の結果報告について
第5回 検討委員会	平成26年(2014) 11月27日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度実証実験の進捗状況について ・保全計画 保全の基本方針(案)について
第3回 部会	平成27年(2015) 4月27日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・檜皮採取実験進捗状況について ・話題提供
第6回 検討委員会	平成27年(2015) 6月8日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・保全事業の進捗状況について ・保全計画について
第7回 検討委員会	平成27年(2015) 7月24日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れ対策について ・保全計画について
第8回 検討委員会	平成28年(2016) 1月18日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・後継樹育成について ・外来種ナンキンハゼの本格的な駆除について
第9回 検討委員会	平成28年(2016) 3月10日 奈良県経済倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・後継樹育成について ・常緑針葉樹ナギの本格的な数量調整について ・保全計画のとりまとめについて
第10回 検討委員会	平成29年(2017) 2月9日 奈良春日野国際フォーラム 薨	<ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れ対策について ・後継樹育成について

検討委員会の規則は次のとおりである。

表 4 「春日山原始林保全計画検討委員会規則」

<p>春日山原始林保全計画検討委員会規則をここに公布する。</p> <p>平成二十四年十二月二十八日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>奈良県規則第八十五号</p> <p>春日山原始林保全計画検討委員会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、奈良県付属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、春日山原始林保全計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>一 学識経験を有する者</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</p> <p>(部会)</p> <p>第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。</p> <p>4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。</p> <p>5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。</p> <p>6 前条の規定は、部会の会議について準用する。</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第七条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、土木部まちづくり推進局公園緑地課奈良公園室※において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
--

※平成25年度(2013)以降、庶務は県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室において処理した。